

くらしの安心情報

情報ファイル NO.100

平成 22 年 11 月 16 日

結婚相手紹介サービスに入会しようと思うのですが、注意することは・・・！

相談内容

【相談者 40代 男性】

最近、結婚相手を紹介するサービスの広告を新聞や雑誌でよく見かけます。

これから、結婚相手紹介サービスに入会しようと思うのですが、業者を選ぶ際にはどんなことに注意すればいいですか？

対処方法

結婚相手紹介サービスは成婚を約束するサービスではないので、その具体的な内容を十分確認し、慎重に契約することが大切です。

消費生活センターには、「希望するサービスが受けられない」「中途解約時の清算方法に納得がいかない」などといった苦情が多く寄せられています。

- ・ このサービス*1 は法律で「特定継続的役務提供」に該当し、クーリング・オフ*2 ができます。また、サービス期間中であればいつでも中途解約できます。
 - (*1 契約金額が5万円を超え、かつ契約期間2ヶ月を超える契約の場合)
 - (*2 契約書面を受け取った日から8日間無条件で解約できる制度)
- ・ 成婚を約束するサービスではないので、過度の期待は抱かず、業者の勧誘の言葉などをうのみにしないで下さい。
- ・ 契約を結ぶ際には、広告やイメージだけで判断することなく、具体的なサービス内容(情報の中身、提供回数・期間)や料金設定、中途解約の取扱い等を必ず書面等により確認しましょう。
- ・ 契約に当たり不明な点があれば、市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。



どの業者が
いいの…？



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890